

事 務 連 絡

平成30年10月17日

各就労定着支援事業所 管理者 様

健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

就労定着支援に係る事務取扱いの一部変更について（通知）

みだしのことにつきまして、厚生労働省に確認した結果、下記のとおり支給期間の考え方を一部変更することとなりました。大変恐縮ですが、よろしくご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 変更点

対象者：就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者（休職期間を含む）とする

※支給期間は、「就労（雇用）を継続している期間」であり、休職中も雇用が継続している期間となることから、42月に休職期間も含まれることとなります。

2 新旧対照表

別添1のとおり

3 今後の取扱い

- ・別添2のとおり
- ・就労定着支援にかかるQ&A（別添3）

4 その他

すでに支給決定されているケースのうち、支給期間の変更が必要となるケースが想定されますので、ご承知おきください。

施設事業係 山田

電話 972-2560 FAX 972-4149